議第122号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年11月25日提出

京都市長門川大作

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。 第2条第2項を次のように改める。

- 2 別表2に掲げる施設においては、次の事業を行う。
 - (1) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、別に定めるものを行う事業
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

第5条第1項第1号中「の規定による介護給付費を支給する旨の決定」を「に規定する支給決定」に改め、同項第2号中「知的障害者福祉法」を「提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法」に、「が必要であると認められる」を「を受けた」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「から第3号まで」を削り、同項第1号中「同項第1号から第3号までに掲げる障害福祉サービス(法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)」を「当該事業」に、「の規定による介護給付費又は訓練等給付費を支給する旨の決定」を「に規定する支給決定」に改め、同項第2号中「知的障害者福祉法」を「提供を必要とする当該事業に関して知的障害者福祉法」に、「が必要であると認められる」を「を受けた」に改める。

2 (議第122号)

第7条第2号中「から第3号まで」を削る。

別表1京都市うずまさ学園の項を削り、同表2京都市やましな学園の項の 次に次の1項を加える。

京都市うずまさ学園 京都市右京区太秦森ケ前町21番地の10 60

附則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

提案理由

京都市うずまさ学園について、知的障害者授産施設としての事業を廃止するとともに、新たに行う障害福祉サービスに係る事業に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。